

公益財団法人近畿警察官友の会
寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人近畿警察官友の会（以下「この法人」という。）が受領する寄附金等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄附金
- ② 使途特定寄附金 個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 広く一般社会に、この法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(会費の取扱い)

第3条 会員が支払う会費は、この規程で定めた一般寄附金として扱う。

(一般寄附金)

第4条 この法人は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

(使途特定寄附金)

第5条 この法人は、常時使途特定寄附金を募ることができる。

2 前項の寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。

(特別寄附金)

第6条 特別寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特別寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条第1項の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第7条 特別寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(募金に係る結果報告)

第8条 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、特別寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(受入基準)

第9条 寄附金が下記各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会的通念上不相当と認められる場合

(受領書等の送付)

第10条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第11条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への据置及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第12条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。